

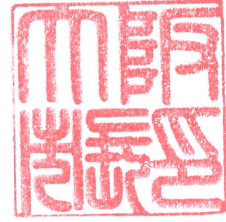
(様式 14-1)

大こ青第1140-16号
平成30年7月31日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

学童保育施設びっぐふぁみりー
理事長 古川 真実子 様

大阪市長 吉村 洋文



貴殿の設置（管理）する次の施設については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。）を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名称	総合保育 びっぐふぁみりー
施設の所在地	大阪市平野区長吉長原東2-3-20 マツダハイツ102号
事業開始年月日	平成26年12月13日
設置者	学童保育施設びっぐふぁみりー
管理者（施設長）	古川 信
大阪市による立入調査実施日	平成30年6月19日
証明書交付年月日	平成30年7月31日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※ 設置届出先 大阪市（こども青少年局保育施策部保育企画課）
(TEL 06-6208-8114)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

(様式 14-2)

大こ青第 2514-22 号
平成 30 年 11 月 30 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

学童保育施設びっぐふあみりー
理事長 古川 真実子 様

大阪市長 吉村 洋文



貴殿の設置（管理）する次の施設については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設に係るものに限る。）を満たしているため、その旨を証明する。

施設 の 名 称	総合保育 びっぐふあみりー （居宅訪問）
施設 の 所 在 地	大阪市平野区長吉長原東 2-3-20 マツダ ハイツ 102 号
事業開始年月日	平成 28 年 4 月 1 日
設 置 者	学童保育施設びっぐふあみりー
管理者（施設長）	古川 信
大阪市による立入調査実施日	平成 30 年 10 月 23 日
証 明 書 交 付 年 月 日	平成 30 年 11 月 30 日

当施設は児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第 59 条の 2 に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※ 設置届出先 大阪市（こども青少年局保育施策部保育企画課）
(TEL 06-6208-8114)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。